特別養護老人ホームほっとはうす千羽ショートステイ利用料金

1.基本料金

原則として、介護報酬料金(各種加算を含む)の1割(一定以上所得のある方は2割又は3割)と滞在費及び食費等の合計額が契約者の負担となります。ただし滞在費・食費について特定負担限度額認定を受けている場合は、認定証に記載されている額を負担限度とします。要介護等に応じた合計金額をお支払い下さい。なお、介護保険の給付範囲を超えたサービス利用は、全額契約者負担となります。

(1)介護予防短期入所生活介護 (1日あたり)

(エノノ) 曖 チャルベガルハルエロノ	1 吨	(I H 0)/C)/
	要支援1	要支援2
1 介護予防短期入所生活介護費		
多床室	4,460 円	5,550 円
従来型個室	4,460 円	5,550 円
2 サービス提供体制加算Ⅱ	180 円	180 円
3 機能訓練体制加算	120 円	120 円
4 介護職員処遇改善加算 I		
多床室	395 円	485 円
従来型個室	395 円	485 円
5 介護職員等特定処遇改善加算 I		
多床室	128 円	157 円
従来型個室	128 円	157 円
6 介護職員等ベースアップ等支援加算		
多床室	76 円	93 円
従来型個室	76 円	93 円
7 介護報酬自己負担額		
(1+2+3+4+5+6 合計額の1割)		
多床室	535 円	658 円
従来型個室	535 円	658 円
8 滞在費 多床室	855 円	855 円
従来型個室	1,171 円	1,171 円
9 食費	1,700 円	1,700 円
10 合計金額(7~9)		
多床室	3,090 円	3,213 円
従来型個室	3,406 円	3,529 円

(2)短期入所生活介護

(1日あたり)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1 短期入所生活介護費					
多床室	5,960 円	6,650 円	7,370 円	8,060 円	8,740 円
従来型個室	5,960 円	6,650 円	7,370 円	8,060 円	8,740 円
2 サービス提供体制加算Ⅱ	180 円				
3 機能訓練体制加算	120 円				
4 夜勤職員配置加算Ⅲ	150 円				
5 介護職員処遇改善加算 I					
多床室	532 円	589 円	649 円	706 円	762 円
従来型個室	532 円	589 円	649 円	706 円	762 円
6 介護職員等特定処遇改善加算 I					
多床室	173 円	191 円	211 円	229 円	248 円
従来型個室	173 円	191 円	211 円	229 円	248 円
7 介護職員等ベースアップ等支援加算					
多床室	102 円	113 円	125 円	136 円	147 円
従来型個室	102 円	113 円	125 円	136 円	147 円
8 介護報酬自己負担額					
(1+2+3+4+5+6+7 合計額の1割)					
多床室	721 円	799 円	880 円	958 円	1,034 円
従来型個室	721 円	799 円	880 円	958 円	1,034 円
9 滞在費 多床室	855 円				
従来型個室	1,171 円				
10 食費	1,700 円				
11 合計金額(8~10)					
多床室	3,276 円	3,354 円	3,435 円	3,513 円	3,589 円
従来型個室	3,592 円	3,670 円	3,751 円	3,829 円	3,905 円

^{*}介護保険負担割合が2割の方は介護報酬自己負担額(各種加算を含む)が2倍、介護保険負担割合が3割の方は介護報酬自己負担額が3倍になります。

^{*}食費は 朝食430円・昼食700円・夕食570円 とし、1日(3食)1,700円となっております。

*介護保険からの給付額に変更があった場合は、変更された額に合わせて負担額を変更します。

【収入による配慮】

世帯全体が市町村民税非課税の方や生活保護を受給されている方は、居住費及び食費負担額に上限が設定されます。ただし、世帯が違っていても配偶者が課税されている場合や預貯金の金額が基準額以上の場合は、対象外となります。

(1日あたり)

		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
滞在費	多床室	0円	370円	370円	370円
	従来型個室	320円	420円	820円	820円
食	費	300円	600円	1,000円	1, 300円

【利用者負担段階】

第1段階	生活保護受給者又は市民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者
	市民税非課税世帯で、本人の預貯金額が650万円以下(配偶者がいる場合は、夫婦の合計額が
第2段階	1,650万円以下)で、合計所得金額と公的年金等収入額と非課税年金収入額の合計額が年間80
	万円以下の方
第3段階①	市民税非課税世帯で、本人の預貯金額が550万円以下(配偶者がいる場合は、夫婦の合計額が
	1,550万円以下)で、合計所得金額と公的年金等収入額と非課税年金収入額の合計額が年間80
	万円超え、120万円以下の方
	市民税非課税世帯で、本人の預貯金額が500万円以下(配偶者がいる場合は、夫婦の合計額が
第3段階②	1,500万円以下)で、合計所得金額と公的年金等収入額と非課税年金収入額の合計額が年間
	120万円超えの方

【基本サービス利用料金】

サービス提供体制加算 Ⅱ	介護福祉士が60%以上配置されている場合に算定します。	18円
機能訓練体制加算	機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士や看護職員等を	12円
	1名以上配置している場合に算定します。	12円
夜勤職員配置加算Ⅲ	夜勤を行う介護職員・看護職員の数が最低基準を1名以上	15円
(大到城兵印 <u></u>) 加异田	上回っている場合に算定します。	19
介護職員処遇改善加算I	介護職員等の処遇改善を目的とし、職員賃金の改善に関する	(基本サービス利用料金+各種加算) × 8.3%
介護職員等特定処遇改善加算 I	計画を策定し、計画に基づいた適切な措置を講じている場合に	(基本サービス利用料金+各種加算) × 2.7%
介護職員等ベースアップ等支援加算	算定します。	(基本サービス利用料金+各種加算) ×1.6%

【各種加算】

、大 、U Plu Q	利用者の心身の状態や家族の事情等、送迎を行う必要がある	上送104円
送迎加算	場合に、自宅と事業所間の送迎を行う場合に算定します。	片道184円
療養食加算	医師の発行する食事箋に基づき、適切な栄養量及び内容の	8円/食
原食及加异	食事を提供した場合に算定します。	0门/良
	事情により、緊急に短期入所生活介護を受けた場合、7日を	
緊急短期入所受入加算	限度とし(やむを得ない場合は14日)、算定します。	90円/目
	※介護予防短期入所生活介護は含まれません	

2.その他の利用料金:以下のサービスは利用料金の全額が契約者の負担となります。

サービス名	利用料金	サービス名	利用料金	サービス名	利用料金
ヘアカット	1,600円~1,800円	レンタルテレビ	1月 100円	日常生活品	実費
ヘアカット・顔剃り	2,000円~2,200円	写真の現像・カラーコピー	1枚 20円	レクリエーション活動等	実費
ヘアカット・パーマ	5, 300円~5, 600円	複写物の交付(白黒)	1枚 10円	キャンセル料	実費
ヘアカット・カラー	5, 300円~5, 600円				